

「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助) 申請手続 (平成30年度 7月以降分)

1 申請方法・支給対象期間

平成30年7月～平成31年6月分まで の申請となります。

保護者の平成30年度 道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が507,000円未満 の世帯(父母の合計)の場合 申請が必要です。

提出書類：次の① ②を高校事務室(1階購買) または 女子部事務室にご提出ください。

- ① 申請用紙(様式第1号) ※申請書は、切り取ってお使いください。
- ② 平成30年度の納税通知書 又は 課税証明書等(裏面3参照)

(1) 平成30年度 道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算が507,000円未満世帯の場合(父母の合計)

昨年(または4月に) 申請をした。

今回 初めて申請をする。

- ① 「収入状況届出書」にチェック
- ② 平成30年度納税通知書等(裏面参照)

- ① 「受給資格認定申請書」にチェック
- ② 平成30年度納税通知書等(裏面参照)

★ **6月30日(土)** までに **高校事務室(1階購買)** または **女子部事務室**にご提出ください。
※ 郵送も可(締切日必着) 遅れて提出した場合は、申請の翌月からの支給になります。

☆ 申請用紙・記入例は桐蔭学園ホームページからもダウンロードできます。

TOIN HEADLINE NEWSの「高等学校等就学支援金の申請について」をご確認ください。

(2) 平成30年度 道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算が507,000円以上世帯の場合(父母の合計)

今回の申請は、必要ありません。(支給対象外です)

2 基準税額・補助額

6月申請時：基準税額は、平成30年度の額(平成30年6月頃の通知の額)

| 基準税額 ・道府県民税所得割額 ・市町村民税所得割額 } ※父母の合計額 の合算額※(年額) | 補助額(年額上限) |
|---|---------------------|
| 生活保護世帯(裏面参照) | 297,000円【月額24,750円】 |
| 0円(非課税) 世帯 | 297,000円【月額24,750円】 |
| 85,500円未満 世帯 | 237,600円【月額19,800円】 |
| 257,500円未満 世帯 | 178,200円【月額14,850円】 |
| 507,000円未満 世帯 | 118,800円【月額9,900円】 |

支給時期・方法：6月に申請書を学校に提出し支給対象になった方は、第3期校納金の引き落とし時(10月)に授業料より就学支援金の5か月分を減額する予定です。

本校経理課から送付する通知にてご確認ください。

